



PARK24 GROUP

パーク24株式会社

証券コード 4666

第41回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年1月29日（木曜日）
午前10時開催（受付開始午前9時）

場所

東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル

決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役
2名選任の件

●議決権行使期限

2026年1月28日（水曜日）

午後5時まで

詳細は次頁をご覧ください →

東京都品川区西五反田二丁目20番4号
パーク24株式会社
代表取締役社長CEO **西川 光一**

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第41回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.park24.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4666/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名（パーク24）または証券コード（4666）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



株主さまにおかれましては、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 当日ご出席の場合



議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ 当日ご欠席の場合



① 郵送による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2026年1月28日（水曜日）午後5時までに**到着するようにご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



② インターネットによる議決権行使の場合

後記「議決権行使のご案内」（5頁）をご確認のうえ、**2026年1月28日（水曜日）午後5時までに**議決権をご行使ください。

記

1. 日 時 2026年1月29日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第41期(2024年11月1日から2025年10月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期(2024年11月1日から2025年10月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 資本準備金の額の減少の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
 - ①連結計算書類のうち「連結注記表」
 - ②計算書類のうち「個別注記表」したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

▶ ライブ配信および事前のご質問受付についてのご案内

株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。また、株主さまより本株主総会の目的事項等に関する事前のご質問をお受けいたします。

1. 配信日時

2026年1月29日（木曜日）午前10時 から株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

2. 事前のご質問受付期間

本招集ご通知到着時から2026年1月26日（月曜日）午後5時まで

3. 事前のご質問登録・総会模様ご視聴方法

株主さま専用サイト 「Engagement Portal」

からご登録・ご視聴いただけます。

株主さま専用サイトのログイン方法

スマートフォン等でログイン用QRコードを読み取るか、下記URLにアクセスのうえ、議決権行使書裏面に記載のログインID・パスワードをご入力ください。

なお、スマートフォン等をご利用の場合、下記議決権行使書裏面に記載のQRコードを読み込んでいただくことで、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインすることができます。ログイン後「事前質問」または「当日ライブ視聴」をクリックし、おすすみください。

〈QRコードを読み取る方法〉

議決権行使書の裏面（副票）



〈ログインID・パスワードを入力する方法〉

〔株主総会オンラインサイト URL〕

<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

※右記QRコードはURLにアクセスするものです。議決権行使書裏面に記載のログインID・パスワードをご入力ください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



事前のご質問ご登録方法

- ①ログイン後、株主さま専用サイトに表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ②画面の案内に従い、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

※事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主さまのご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答させていただきますとともに、当社ウェブサイト上にて回答の内容をご紹介させていただきますと予定です。なお、頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

ライブ配信のご視聴方法

株主総会当日に株主さま専用サイトへログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約をご確認のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。
※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

4. 株主総会へご出席される株主の皆さまへのご案内

当日の会場撮影は株主さまのプライバシー等に配慮し、会場後方からの撮影としますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5. ご留意事項

- ① ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権のご行使、ご質問、動議のご提出はすることができません。事前にご質問されたい場合は、前頁の「事前のご質問ご登録方法」をご参照ください。議決権行使につきましては、本招集ご通知5頁にてご案内の方法により事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ② 何らかの事情により、当日ライブ配信を行うことができなくなった場合、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.park24.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ③ ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- ④ ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ⑤ ご使用のパソコン、スマートフォン等の端末環境やインターネットの通信環境により、ご視聴いただけない場合、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

株主さま専用
サイトに関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-676-808（受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時、通話料無料）

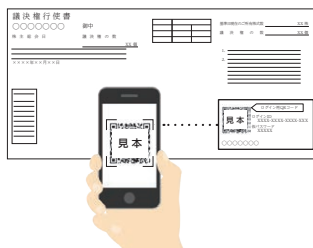
議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

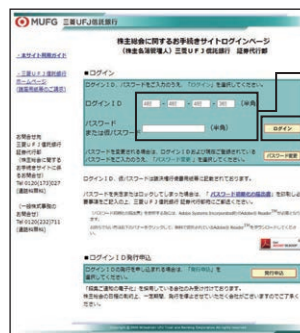
議決権行使
サイト

<https://evote.tr.muft.jp/>



- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

- 書類とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。
- 毎日午前2時半から午前4時半までは取り扱いを休止します。
- 機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

▶ 議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益成長による企業価値向上を第一義と考え、持続的成長に必要な投資資金としての内部留保を勘案した上で、余剰資金は配当を中心に、株主の皆様へ安定的に利益還元することを基本方針としております。2025年10月31日を基準日とする1株当たり配当金につきましては、将来の事業成長に必要な内部留保および財政状態を総合的に勘案し、前期実績より25円増配の1株当たり30円（直近の配当予想どおり）とさせていただきます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金 30円

配当総額 5,119,976,160円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年1月30日

2025年11月1日に効力発生した、駐車場事業海外をタイムズ24株式会社に承継させた会社分割に伴う、当社のその他資本剰余金減少を踏まえ、分配可能額の充実および今後の機動的な資本政策に備えるとともに、将来の環境変化等に対する財務戦略上の柔軟性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額34,491,774,314円のうち、28,000,000,000円

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額28,000,000,000円をその他資本剰余金に振り替えま
す。

(3) 資本準備金の額の減少の効力を生じる日

2026年1月30日（予定）

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選任にあたりましては、公正性、透明性および客観性を高めるため、指名報酬・ガバナンス委員会（委員長は社外取締役、代表取締役以外の構成員は社外取締役のみ）に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

※16頁の【ご参考】にスキルマトリクスを掲載しておりますのでご参照ください。

1 にし かわ こう いち
西 川 光 一 （1964年10月13日生） **所有する当社株式の数** 8,110,460株



再任

■ 取締役候補者とする理由

西川光一氏は、1993年当社入社以来、駐車場事業に従事し、営業部門、情報システム部門長や取締役等の経験を経て、2004年当社代表取締役社長に就任しております。駐車場事業、モビリティ事業における豊富な業務経験と、企業経営全般に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者としたしております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、グローバルビジネス、
情報システム・テクノロジー

■ 当社グループにおける管掌

駐車場事業国内、内部監査

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1989年 4 月 株式会社アマダ入社
1993年 11 月 当社入社
1994年 1 月 当社取締役
1998年 1 月 当社常務取締役
2000年 11 月 タイムズ 2 4 株式会社（現タイムズサービス株式会社）代表取締役社長
2004年 1 月 当社代表取締役社長
2006年 6 月 有限会社千寿代表取締役社長（現任）
2009年 3 月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティ株式会社）代表取締役会長
2010年 12 月 タイムズ 2 4 株式会社代表取締役社長（現任）
2018年 2 月 NATIONAL CAR PARKS LIMITED取締役
2019年 11 月 タイムズモビリティ株式会社代表取締役会長（現任）
2025年 1 月 当社代表取締役社長CEO（現任）



再任

■ 取締役候補者とする理由

川上紀文氏は、2003年当社入社以来、システム会社、コンサルティング会社での勤務経験を活かし、駐車場・モビリティ事業のIT化、営業システム構築・業務効率化推進など、当社グループのシステム部門長を歴任するとともに、タイムズカーを中心としたモビリティ事業の拡大に専心しております。企業経営・情報システム全般に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者といたしております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、
情報システム・テクノロジー

■ 当社グループにおける管掌

モビリティ事業、ICT、
マーケティング、会員事業戦略、
中央管制センター推進

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1986年 3 月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社入社
1989年10月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
1999年 5 月 A.T.カーニー株式会社入社
2003年10月 当社入社
2007年11月 当社執行役員
2013年 1 月 当社取締役執行役員
2017年 1 月 SECURE PARKING PTY LTD取締役（現任）
2017年 8 月 NATIONAL CAR PARKS LIMITED取締役
2018年11月 当社取締役常務執行役員
2019年11月 タイムズモビリティ株式会社代表取締役社長（現任）
2022年11月 タイムズ24株式会社取締役専務執行役員（現任）
2024年 1 月 当社取締役専務執行役員
2025年 1 月 当社取締役専務執行役員CIO（現任）
2025年11月 タイムズサービス株式会社代表取締役社長（現任）



再任

■ 取締役候補者とする理由

實貴孝夫氏は、2017年当社入社以来、会計・ファイナンスのスキル、海外での豊富なビジネス経験をベースに、2017年に当社グループに加わったシンガポール・マレーシアの事業責任者として駐車場事業の立ち上げおよび拡大と収益構造の変革に従事した後、現在は駐車場事業海外全般を管掌しております。また、経営企画担当として、新型コロナウイルス感染症禍で先行きが不透明な時期を含めた資本政策の立案・実行、財務会計、新規事業の立ち上げなどを推進しております。グローバルビジネス・経理・財務・サステナビリティに関する見識を有しており、引き続き取締役候補者としております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、グローバルビジネス、
 会計・ファイナンス、
 サステナビリティ

■ 当社グループにおける管掌

駐車場事業海外、経営企画、
 経理・財務、IR、業務統括、
 サステナビリティ

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1995年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
 2000年 7月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社
 2007年 7月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社
 2009年 1月 PricewaterhouseCoopers Limited Hong Kong入社
 2011年 4月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社
 2013年 7月 Bank of America, N.A. Singapore Branch転籍
 2017年 1月 当社入社
 SECURE PARKING PTY LTD取締役（現任）
 2020年11月 当社執行役員
 台灣普客二四股份有限公司董事長
 2023年11月 タイムズ24株式会社取締役執行役員（現任）
 2024年 1月 当社取締役上席執行役員
 2025年 1月 当社取締役常務執行役員CFO（現任）
 2025年11月 タイムズモビリティ株式会社取締役（現任）
 タイムズサービス株式会社取締役（現任）
 タイムズコミュニケーション株式会社取締役会長（現任）



再任

社外

独立

■ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

大浦善光氏は、上場企業において執行役として企業経営経験を有するとともに、他社の社外取締役も務めておられることから、豊富な見識と経験を有しており、その見識と経験に基づいた意思決定と監督をいただけるものと期待して引き続き社外取締役候補者としていたしております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（17頁～18頁に記載のとおりです。）。また、当社は、大浦善光氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、大浦善光氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

■ 社外取締役候補者が有するスキル

企業経営、会計・ファイナンス

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1977年 4 月 野村證券株式会社入社
 2003年 6 月 同社常務執行役
 兼野村ホールディングス株式会社執行役
 2009年 3 月 株式会社ジャフコ（現ジャフコグループ株式会社）常務執行役員
 2013年 4 月 同社専務取締役
 2014年 8 月 株式会社ウィズバリュー代表取締役（現任）
 2015年 5 月 株式会社アルバイトタイムス社外取締役
 2015年 6 月 株式会社MS-Japan社外監査役
 2016年 1 月 当社社外取締役（現任）
 2016年 6 月 株式会社MS-Japan監査等委員である社外取締役（現任）
 2017年 9 月 株式会社キャンディル社外取締役（現任）



再任

社外

独立

■ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

黒木彰子氏は、外資系コンサルティング会社や大手IT企業等での実務経験に基づく会計・ファイナンスと、人事領域に関する深い見識を有しています。グローバルな視点に基づいた当社経営への意思決定と監督をいただけるものと期待して引き続き社外取締役候補者としてしております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（17頁～18頁に記載のとおりです。）。また、当社は黒木彰子氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、黒木彰子氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

■ 社外取締役候補者が有するスキル

グローバルビジネス、会計・ファイナンス、人材開発・DEI、サステナビリティ

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入行
 1989年 1月 ワイアット株式会社（現タワーズワトソン株式会社）入社
 1996年10月 富士通株式会社入社
 2005年10月 グローバル・イノベーション・パートナーズ株式会社（富士通100%子会社、コーポレートベンチャーファンド）非常勤監査役
 2010年 4月 地方公務員共済組合連合会 資金運用委員会委員（総務省）
 2017年 2月 株式会社ジャステック取締役執行役員総務経理本部本部長
 CFO・CHRO
 2019年 6月 アイエックス・ナレッジ株式会社社外取締役
 2021年 6月 株式会社シーボン社外取締役
 2022年 4月 学校法人帝京大学経済学部教授（現任）
 2023年 6月 大崎電気工業株式会社社外取締役（現任）
 2023年12月 勤労者退職金共済機構 資産運用委員会委員長代理（厚生労働省）
 （現任）
 2024年 1月 当社社外取締役（現任）
 2024年 7月 千代田化工建設株式会社社外取締役（現任）

注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、大浦善光氏および黒木彰子氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の概要は、事業報告③役員の状況（5）責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。

3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

4. 大浦善光氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

5. 黒木彰子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

現任監査等委員である取締役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては新任の監査等委員である取締役候補者1名を含む監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

※16頁の【ご参考】にスキルマトリクスを掲載しておりますのでご参照ください。



再任

社外

独立

■ 監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

丹生谷美穂氏は、弁護士として企業の海外進出支援や国際的紛争解決に携わり、不動産事業やエネルギー事業などの法的支援を行っており、長年にわたり企業法務の分野を中心に活躍し、多様な企業や組織の法務監査・評価の経験もあり、豊富な見識と経験を有していることから、それらの見識と経験を活かした意思決定と監督を行っていただけるものと期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしております。同氏は、過去に、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（17頁～18頁に記載のとおりです。）。また、当社は丹生谷美穂氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、丹生谷美穂氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

■ 監査等委員である社外取締役候補者が有するスキル

法務・コンプライアンス、サステナビリティ

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1993年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
東京青山法律事務所（現ベーカー・マッケンジー法律事務所）入所
1997年 7月 Baker & McKenzie Consultants（インドネシア）
1998年 1月 Baker & McKenzie（シンガポール）
2000年12月 東京青山法律事務所（現ベーカー・マッケンジー法律事務所）パートナー
2002年11月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー（現任）
2010年12月 公共調達監視委員会（現公契約監視委員会）委員（江戸川区）（現任）
2011年 8月 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会専門委員（総務省）
2015年 6月 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の評価に係る有識者会議委員（総務省）（現任）
2020年 1月 当社監査等委員である社外取締役（現任）
2022年 4月 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会委員（経済産業省）
2022年 9月 民間資金等活用事業推進委員会専門委員（内閣府）（現任）
2023年 6月 ソニーフィナンシャルグループ株式会社社外監査役
2024年10月 ソニーフィナンシャルグループ株式会社社外取締役（現任）



新任

社外

独立

■ 監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

出雲ゆり氏は、公認会計士として、監査法人における会計監査業務、上場企業における常勤監査役の職務や経理実務、ベンチャーキャピタルでの財務デューディリジェンスやIPO準備支援全般、投資先のCFO業務等に携わり、長年にわたり会計・監査の分野を中心に活躍し、豊富な見識と経験を有していることから、それらの見識と経験を活かした意思決定と監督を行っていただくことに加え、当社の業務執行に対する監査機能の向上を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としたしております。同氏は、過去に、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（17頁～18頁に記載のとおりです。）。また、当社は出雲ゆり氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。

■ 監査等委員である社外取締役候補者が有するスキル

会計・ファイナンス

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1988年4月 東レ株式会社入社
1997年10月 中央監査法人入所
2002年4月 公認会計士登録
2007年12月 株式会社ジャフコ（現ジャフコグループ株式会社）入社
2020年6月 メディアメイド株式会社社外監査役
2021年12月 株式会社トライト社外監査役（現任）

- 注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、丹生谷美穂氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、出雲ゆり氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約の概要は、事業報告③役員の状況（5）責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
4. 丹生谷美穂氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

【ご参考】第3号議案、第4号議案が承認された場合の体制およびスキルマトリクス

5つのマテリアリティ（重要課題）と中長期ビジョンの達成に向け、当社グループを牽引するために必要な7つのスキルを特定しました。なお、以下の一覧表は各役員の有するすべての知見・経験を表すものではなく、当社の経営に際し特に重要なものに●をつけています。

		当社における 地位	企業経営	グローバル ビジネス	会計・ ファイナンス	法務・ コンプライアンス	情報システム・ テクノロジー	人材開発・ DEI	サステナ ビリティ
取締役	西川 光一	代表取締役社長CEO	●	●			●		
	川上 紀文	取締役専務執行役員 CIO	●				●		
	實貴 孝夫	取締役常務執行役員 CFO	●	●	●				●
	大浦 善光	社外取締役	●		●				
	黒木 彰子	社外取締役		●	●			●	●
監査等 委員 である 取締役	長坂 隆	社外取締役	●		●				
	丹生谷 美穂	社外取締役				●			●
	出雲 ゆり	社外取締役			●				

●スキルの定義

スキル	定義
企業経営	・「4つのネットワーク（人・クルマ・街・駐車場）の拡大・進化・融合」の推進を通じた既存事業の成長、新事業・新サービスの創出 ・企業の役員として企業経営を経験
グローバルビジネス	・長期的な成長の軸としての海外の駐車場事業の遂行 ・異なる商慣習・文化圏における、既存事業の収益改善、新事業・新サービスの創出
会計・ファイナンス	・健全な財務基盤の構築、将来の事業成長に向けた適切な投資と当社の方針に則った株主還元を実現するための財務戦略の立案・実行
法務・コンプライアンス	・社会的な信頼を獲得し、企業価値を維持するためのコンプライアンス対応 ・企業を不当な争いや競争から守り、適法ビジネスへと先導するための法務戦略や知財（特許等）戦略の遂行
情報システム・テクノロジー	・情報システム・先端テクノロジーの活用による、既存事業のサービス展開・拡充、新事業・新サービスの創出
人材開発・DEI	・企業の持続的成長の源泉である社員の個性を最大限発揮するため、採用を含めた人材マネジメント・人材戦略の立案・実行
サステナビリティ	・事業活動を通じた環境・社会課題の解決と企業価値向上の循環システム構築

社外取締役独立性基準

パーク24株式会社（以下「当社」という）は、当社の適正なコーポレート・ガバナンス体制を構築するにあたって、経営における公正性、透明性および客観性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1）
2. 当社の主要株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - （1）当社グループの主要な取引先（注3）
 - （2）当社グループの主要な借入先（注4）
 - （3）当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等であり、当該社員等として当社グループの監査業務を担当している者
5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門的サービスを有する者
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外取締役の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（第4項および第5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当していた者
9. 過去3年間ににおいて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めに関わらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- 注) 1. 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本規準において「業務執行者」と総称する）および過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
2. 主要株主とは、当社事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
3. 主要な取引先とは、当社グループのサービス提供に資する製品等の仕入先であって、かつ、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
4. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
5. 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当該専門家が当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。
- (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。
6. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
7. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
8. 近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。
9. 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以上

1 当社グループの現況

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、2024年12月に「2027年10月期 中期経営計画」を公表し、2025年10月期から2027年10月期までの3カ年計画に加え、中長期的な方針として、グループ理念である「時代に応える、時代を先取る快適さを実現する。」のもと、交通インフラサービス企業としてさらなる進化を目指し、2035年中長期ビジョン「モビリティサービスプラットフォームへの進化」を掲げました。同ビジョンの実現に向けては、中期経営計画の達成と、当社グループが有する人（会員）・クルマ（モビリティ）・街（目的地）・駐車場の「4つのネットワークの拡大・進化・融合」を推進することが肝要であり、各種取り組みを通じて、同ビジョンの実現を確実なものにしてまいります。

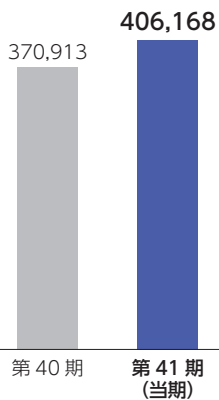
2025年10月期は中期経営計画の初年度として、「ネットワーク拡大・サービス進化」、「持続的な成長に向けた基盤構築」を基本方針とし、4つのネットワークの拡大の加速、お客様に選ばれ続けるサービスであるための利便性の追求、新しいサービスの検討、生産性向上に向けた人材投資等に重点的に取り組んでまいりました。

当連結会計年度（2024年11月1日～2025年10月31日）における当社グループの営業概況は、駐車場事業国内は堅調に推移し、モビリティ事業はタイムズカーの車両配備および車室開発に注力しネットワークが拡大した一方、会員獲得が想定を下回ったこと等により稼働が軟調に推移しました。また、駐車場事業海外は一部の地域で駐車場の稼働が想定を下回ったものの、その他の地域は概ね堅調に推移しましたが、前連結会計年度の英国での修繕引当金の戻入など、一過性要因があったことの反動により減益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループ業績は、売上高は4,061億68百万円（前期比9.5%増）、営業利益は375億61百万円（同2.9%減）、経常利益は341億57百万円（同3.6%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は159億17百万円（同14.5%減）となりました。なお、各段階利益は前連結会計年度を下回る結果となっておりますが、これは閏年により2024年2月の日数が1日多かったことによる反動やモビリティ事業が軟調であったこと等が影響しております。さらに、親会社株主に帰属する当期純利益は、第2四半期連結会計期間に英国子会社のNATIONAL CAR PARKS LIMITEDにおける退職給付制度終了に伴い、特別損失33億50百万円を計上したほか、第4四半期連結会計期間には英国において契約関連無形資産の減損損失24億53百万円を計上した影響等を受けました。

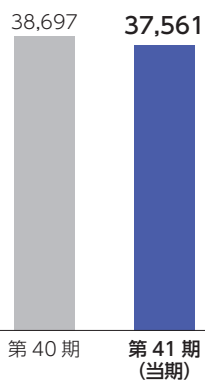
売上高

単位：百万円



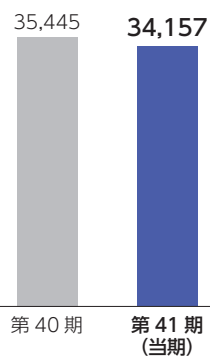
営業利益

単位：百万円



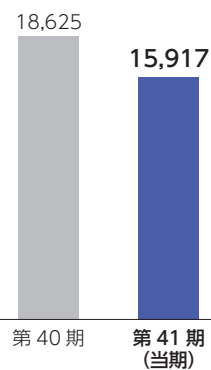
経常利益

単位：百万円



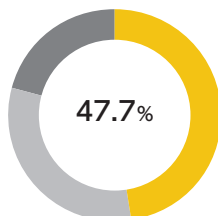
親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



駐車場事業国内

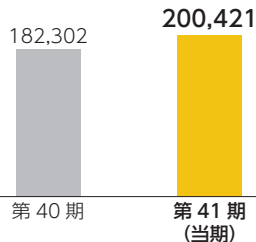
売上高構成比



※売上高構成比は外部顧客への売上高を基に算出しております。

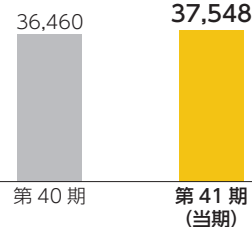
売上高

単位：百万円



営業利益

単位：百万円

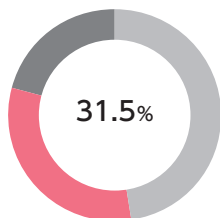


駐車場の稼働は堅調に推移しました。タイムズパーキングの新規開発においては、厳選開発のノウハウを活かすことで収益性を維持しつつネットワーク拡大を加速させ、当連結会計年度は1,784件を開発しました。また、サービス進化に向けた取り組みとして、自社開発精算機タイムスタワーの設置や車番認証カメラを活用した駐車場の拡大を加速させることで、より簡単に出入庫や精算が可能な次世代駐車場サービスの構築・展開を推進しました。

これらの結果、国内におけるタイムズパーキングの運営件数は19,679件（前連結会計年度末比6.0%増）、運営台数は697,375台（同10.1%増）、月極駐車場及び管理受託駐車場等を含めた総運営件数は27,151件（同3.2%増）、総運営台数は881,545台（同8.4%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は2,004億21百万円（前期比9.9%増）、営業利益は375億48百万円（同3.0%増）となりました。

モビリティ事業

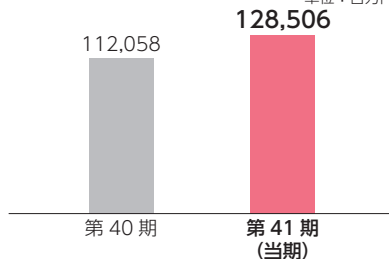
売上高構成比



※売上高構成比は外部顧客への売上高を基に算出しております。

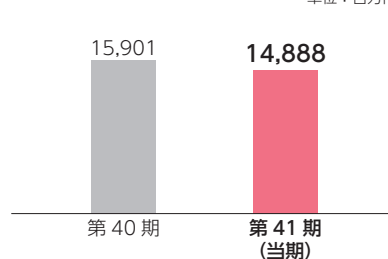
売上高

単位：百万円



営業利益

単位：百万円



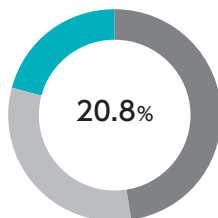
主にタイムズカー専用（カーシェア利用専用）車両の積極的な増車及び貸出拠点の開設を行ったことで、当連結会計年度におけるタイムズカー専用車両は12,829台増車し63,880台、貸出拠点数は6,112箇所増加し26,073箇所と、ネットワーク拡大は順調に進捗しました。また、タイムズカーの認知度向上と利用促進に向けて、テレビCM等を用いた継続的なプロモーションの実施や地域特性に応じた営業活動等、お客様に合わせた情報発信と施策を展開したことで、会員数は3,616千人と、堅調に増加しました。

一方、会員獲得が想定を下回ったこと等により、サービスの稼働が軟調に推移した結果、車両1台当たり利益が前連結会計年度を下回る結果となりました。

これらの結果、モビリティ車両台数は80,691台（前連結会計年度末比16.7%増）、うちタイムズカー専用車両数は63,880台（同25.1%増）、貸出拠点数は26,073箇所（同30.6%増）、会員数は3,616千人（同19.2%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は1,285億6百万円（前期比14.7%増）、営業利益は148億88百万円（同6.4%減）となりました。

駐 車 場 事 業 海 外

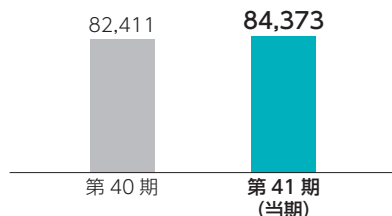
売上高構成比



※売上高構成比は外部顧客への売上高を基に算出しております。

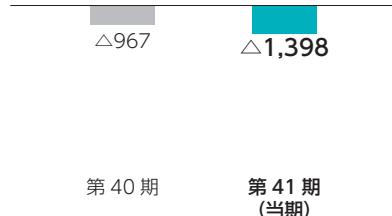
売上高

単位：百万円



営業損失

単位：百万円



英国及び豪州における一部の駐車場の稼働は想定を下回ったものの、その他の地域は概ね堅調に推移しました。一方、前連結会計年度の英国での修繕引当金の戻入など、一過性要因があったことの反動により減益となりました。

国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに、各地域の駐車場需要環境に適した短期契約駐車場「各国版タイムズパーキング」の開発を促進することで、大型かつ長期契約駐車場に偏った事業ポートフォリオを最適化し、事業リスクの低減及び収益性の改善に努めました。また、買収前から運営している大型かつ長期契約駐車場についても、地域特性に応じた施策や駐車場稼働管理システムの活用による収益改善に努めたほか、自社開発精算機タイムズタワーや車番認証カメラ等の展開に加え、アプリ決済への対応をはじめとしたサービスの進化により、付加価値の創出と提案営業の強化及びお客様の利便性と満足度の向上を図りました。

これらの結果、海外の駐車場の総運営件数は2,697件（前連結会計年度末比4.1%増）、総運営台数は491,124台（同8.9%減）となり、日本を含む全世界における駐車場の総運営件数は29,848件（同3.3%増）、総運営台数は1,372,669台（同1.5%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は843億73百万円（前期比2.4%増）、営業損失は13億98百万円（前期営業損失9億67百万円）となりました。

※当連結会計年度における海外グループ会社の連結対象期間は2024年10月1日～2025年9月30日となります。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額（リース資産を除く）

駐 車 場 の 設 備 等	151億88百万円
モ ビ リ テ ィ 事 業 用 車 両 等	205億22百万円
海 外 の 駐 車 場 の 設 備 等	33億71百万円
そ の 他	65億13百万円
合 計	455億95百万円

(3) 資金調達等の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、350億円の長期借入を実行しております。当資金調達による資金は、ネットワークの拡大およびサービスの進化にかかる成長投資、および2027年10月期 中期経営計画において予定する財務イベントへの対応に充当いたします。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2025年11月1日を効力発生日として、駐車場事業海外を当社の完全子会社であるタイムズ24株式会社に承継させる吸収分割を行いました。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、グループ理念である「時代に応える、時代を先取る快適さを実現する。」のもと、交通インフラサービス企業としてさらに進化すべく、2035年中長期ビジョン「モビリティサービスプラットフォーマーへの進化」を掲げております。ビジョンの実現に際しては、以下を中長期的な会社の経営戦略に基づく対処すべき課題と認識しております。

① 4つのネットワークの拡大・進化・融合

2035年中長期ビジョン「モビリティサービスプラットフォーマーへの進化」の実現に向けては、「4つのネットワーク（人・クルマ・街・駐車場）の拡大・進化・融合」を推進することが重要であると認識しております。そのため、それぞれのネットワークにおける開発力やサービス提案力等、営業力の強化に加え、他社ブランドの駐車場・モビリティサービスに対して、オンライン管理システムTONICに蓄積されたデータと、運営に必要なネットワークサービスを提供する「タイムズプラットフォームサービス（TPL）」の確立・展開により、「拡大」を推進いたします。

また、「進化」「融合」については、積極的にデジタル投資を行うことで、各種サービスにおける設備の強化やスマートフォンアプリの高度化・連携強化に加え、4つのネットワークを一元的に管理する基盤・体制の構築により、ビジョン実現に向けた取り組みを推進してまいります。

② 安定したサービスの提供

当社グループは、駐車場サービス及びモビリティサービスは社会インフラとしての側面も持ち合わせていると考えていることから、各サービスを安定的に供給することが重要であると認識しております。そのため、各種サービスを一元的に管理できる基盤・体制の構築に加え、品質を維持するための厳格なルールを制定することで事業を推進しております。

さらに、当社グループは、システムを通じてお客様へのサービス提供を行っております。そのため、システムにおいては十分な設備投資並びに人材の育成・採用等を行うことで安定稼働に努めてまいります。

③ 駐車場事業海外における事業ポートフォリオの最適化

当社グループは現在、英国、豪州、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、台湾で駐車場事業を展開しております。

長期的に駐車場事業海外が当社グループの成長を牽引するためには、事業基盤の整備と強化並びに事業ポートフォリオの最適化による収益性の改善と向上が喫緊の課題と認識しております。そのため、駐車場の管理及び運営体制の改善、新たな駐車場の開発等を強力に推進することで課題の解決に注力してまいります。駐車場の新規開発については、国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに、各地域の駐車場需要環境に適した短期契約駐車場「各国版タイムズパーキング」の開発を促進することで、大型かつ長期契約駐車場に偏った事業ポートフォリオの最適化を図り、事業リスクを低減させるとともに収益性の向上に努めてまいります。

④ 財務の健全性強化

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に財務基盤が毀損しましたが、財務施策とその後の業績回復により、2025年10月期末時点において株主資本比率は29.4%となりました。引き続き、財務の健全化を図ることを経営の重要課題と認識しております。

⑤ 環境課題への対応

気候変動への対応がグローバルに求められる経営環境の中、当社グループが運営する駐車場事業及びモビリティ事業は、電気自動車（以下、EV）及びEV充電器の主要な提供元のひとつとして注目を集めています。駐車場事業においては、EVの普及動向に注視しながら、駐車場へのEV充電器の設置を推進し、モビリティ事業におきましても、同様にEVの普及動向に注視しながら、モビリティサービスへの電動車（EV・HV）導入を推進してまいります。

また、当社は、2021年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同を表明いたしました。今後も国際的なガイドラインや規格に沿って、CO₂排出量等の環境に関する情報開示の質と量を充実させていくとともに、大きく変化する市場及び社会環境を見定めながら、事業と連動した具体的な取り組みを推進することで、「循環経済型ビジネス」を担う交通インフラサービス企業として、環境負荷低減に貢献してまいります。

⑥ 多様な人材育成と働きがいのある環境の創出

当社グループは、従業員がお客様へ提供するサービス価値の多くを生み出しており、その持続的発展のためには、人材の育成と採用及び働きがいのある環境の創出が不可欠と考えております。商品やサービスが厳しく選別される時代において、従業員は企業の競争優位性を決定づける大切な経営資本であることから、人材ビジョンに「持てる個性を最大限発揮し、期待される役割を十二分に果たすとともに自らの能力を持続的に高める人材」を掲げ、多様性を尊重した人材育成及び採用に努めております。

⑦ 健康経営の推進

当社グループは、幅広い年代の従業員が心身ともに健康に活躍できる労働環境を整備するために「健康経営宣言」を表明しております。従業員とその家族の健康保持増進が当社グループにおける経営戦略上の重要課題であると考え、健康経営の視点を取り入れることで、従業員が心身の健康づくりに主体的・積極的に取り組める環境を提供し、パフォーマンスの高い活性化された組織を作っていくことを目指しております。

⑧ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループの持続的成長による企業価値の向上を実現するためには、経営基盤強化としてコーポレート・ガバナンスの強化が重要と考えております。そのため、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全性、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組みを徹底することで自浄能力の向上に努め、全てのステークホルダーからの信頼の向上につなげてまいります。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第38期 2021.11～2022.10	第39期 2022.11～2023.10	第40期 2023.11～2024.10	第41期 (当連結会計年度) 2024.11～2025.10
売上高(百万円)	290,253	330,123	370,913	406,168
経常利益(百万円)	16,970	27,673	35,445	34,157
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,476	17,542	18,625	15,917
1株当たり当期純利益	15円22銭	102円87銭	109円20銭	93円28銭
総資産(百万円)	307,626	308,157	295,701	354,376
純資産(百万円)	40,042	58,416	78,144	98,193
1株当たり純資産額	234円46銭	342円28銭	457円79銭	575円07銭

注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タイムズ24株式会社	100百万円	100.0%	駐車場運営
タイムズモビリティ株式会社	100百万円	100.0%	カーシェアリング運営・レンタカー運営
タイムズサービス株式会社	50百万円	100.0%	駐車場・車両の管理
タイムズコミュニケーション株式会社	67百万円	100.0%	コンタクトセンター、ロードサービス
パーク24ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.0%	グループバックオフィス業務
SECURE PARKING PTY LTD	4豪ドル	(100.0%)	駐車場運営 (豪州・ニュージーランド)
NATIONAL CAR PARKS LIMITED	692千ポンド	(51.0%)	駐車場運営 (英国)

注) 1. () 内の数字は、間接所有による出資比率であります。

2. 上記の他、82社の連結子会社があります。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

4. 当社グループにて駐車場事業海外を運営するタイムズ24株式会社は、2025年12月10日付で、株式会社日本政策投資銀行が保有する当社連結子会社のMEIF II CP Holdings 2 Limited (以下、CP2) の株式全てを追加取得し、CP2を完全子会社化しました。上記に伴い、同日付で、CP2の完全子会社であるNATIONAL CAR PARKS LIMITEDの当社の間接所有による出資比率は100.0%となりました。

(11) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

● 駐車場事業国内

遊休地や施設付帯駐車場等を賃借するサブリース契約と、駐車場所有者等から管理の委託を受ける管理受託契約および駐車場の自社保有により、時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。また、予約型駐車場の運営や駐車場に付帯した施設の管理運営も行っております。

● モビリティ事業

全国の有人店舗および無人ステーションで、利用したい時間・期間だけクルマを借りることができるモビリティサービス「タイムズカー」（カーシェアとレンタカーの融合サービス）を提供しております。また、クルマの事故・故障に対応するロードサービスも提供しております。

● 駐車場事業海外

英国、豪州、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、台湾において、サブリース契約ならびに管理受託契約により時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに各地域の駐車場需要環境に適した短期契約かつ少額投資型の駐車場（各国版タイムズパーキング）の開発を促進しております。

<パーク24グループの展開エリア>



(12) 主要な事業所 (2025年10月31日現在)

会社名	事業所	所在地
パーク 24 株式会社	本 社	東京都品川区西五反田二丁目20番 4 号
タイムズ 24 株式会社	本 社	東京都品川区西五反田二丁目20番 4 号
タイムズモビリティ株式会社	本 社	東京都品川区西五反田二丁目20番 4 号
タイムズサービス株式会社	本 社	東京都品川区西五反田二丁目20番 4 号
タイムズコミュニケーション株式会社	本 社	東京都品川区西五反田一丁目18番 9 号
パーク24ビジネスサポート株式会社	東京本社	東京都品川区西五反田一丁目18番 9 号
	広島本社	広島県広島市中区小町 3 番19号
SECURE PARKING PTY LTD	本 社	Level 13, 99 Mount Street, North Sydney, NSW, 2060, Australia
NATIONAL CAR PARKS LIMITED	本 社	The Bailey, 16 Old Bailey, London EC4M 7EG

(13) 従業員の状況 (2025年10月31日現在)

セグメントの名称							従業員数 (名)	
駐	車	場	事	業	国	内	1,646	[2,032]
モ	ビ	リ	テ	ィ	事	業	1,523	[1,060]
駐	車	場	事	業	海	外	1,668	[852]
全	社	(	共	通	)		897	[138]
合計							5,734	[4,082]

- 注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

(14) 主要な借入先および借入額 (2025年10月31日現在)

借入先	借入残高
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 (注1・2)	31,207
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 (注1・2)	28,189
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (注2)	16,499
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 (注2)	13,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行 (注2)	4,999

注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 借入金残高にはシンジケートローン契約による借入金を含みます。

(15) その他当社グループの現況に関する重要な事項

2025年5月30日に公表いたしました、連結子会社NATIONAL CAR PARKS LIMITEDにおける過去の英国版タイムズパーキング運営件数・台数の誤りにつきまして、2025年7月15日付で独立社外取締役と外部専門家による調査委員会から調査報告書を受領しました。これを受け、当社は同日開催の取締役会で再発防止策を決議し、駐車場事業海外の組織体制見直し、内部統制強化、監査等委員会と経理部門の連携強化に取り組んでおります。

当社は本事案を重く受け止め、再発防止策の実効性を検証し、さらなる改善に取り組むとともに、ステークホルダーの皆様の信頼回復に努めてまいります。

2 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 283,680,000株
 (2) 発行済株式の総数 171,048,369株
 (3) 株主数 41,158名
 (4) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
(有) 千 寿	21,746,400	12.74
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	20,104,000	11.78
西 川 光 一	8,110,460	4.75
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	7,988,300	4.68
G I C P R I V A T E L I M I T E D - C	7,231,118	4.24
西 川 功	6,194,000	3.63
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	5,469,800	3.20
U B S A G L O N D O N A / C I P B SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	4,867,451	2.85
日 本 信 号 (株)	3,853,200	2.26
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3,617,264	2.12

注) 持株比率は自己株式(382,497株)を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	25,301株	2名
社外取締役(監査等委員を除く)	-	-
取締役(監査等委員)	-	-

注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告書「役員の状況(2)取締役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年1月30日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年2月27日付で自己株式75,801株の処分を行っております。

(7) 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
 - ① 2019年2月28日開催の取締役会決議に基づき発行した株価コミットメント型有償新株予約権

取 締 役 会 決 議 日	2019年2月28日
目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式
払 込 金 額	有償
発 行 価 額	新株予約権 1 個あたり 1,097円
行 使 価 額	株式 1 株あたり 2,622円
行 使 期 間	2021年 4 月 1 日から 2027年 3 月31日まで
行 使 条 件	注)
新株予約権の数および目的となる株式の数	2,940個・294,000株

注) 行使条件は以下のとおりです。

- a) 新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社が会社法第423条その他法令の規定により新株予約権者に対して損害賠償請求権を有すると判断される場合を含むがこれに限らない。） 、その他本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由に該当することとなった場合は、当該新株予約権者は、その時以後、本新株予約権を行使することができないものとする。
- b) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間開始日から満了日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも5,000円を上回った場合、当該日から1年以内に残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。ただし、上記 a) に該当する場合を除く。
- c) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間開始日から満了日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも1,000円を下回った場合、権利行使期間満了日までに残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。ただし、上記 a) に該当する場合を除く。
- d) 本新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始日の到来時および死亡時において上記 a) に該当しない場合であって、かつ、権利行使期間開始日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡後1年を経過する日までの期間（ただし、権利行使期間中であることを要する。）に限り、新株予約権者が死亡した日において行使可能であった本新株予約権を行使することができる（ただし、当該新株予約権者から新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。）。
- e) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- f) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

- ② 2023年2月8日開催の取締役会決議に基づき発行した2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	3,500個
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
転換価額	2,471円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額	10,000,000円
新株予約権の行使期間	2023年3月10日から 2028年2月10日まで
新株予約権の条件 (払込価額および行使期間を除く)	本新株予約権の一部行使はできない

3 役員の状況

(1) 取締役の氏名等 (2025年10月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	西川 光 一	社長CEO タイムズ24株式会社 代表取締役社長 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役会長 有限会社千寿 代表取締役社長
取締役	川上 紀 文	専務執行役員CIO タイムズ24株式会社 取締役専務執行役員 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役
取締役	實 貴 孝 夫	常務執行役員CFO タイムズ24株式会社 取締役執行役員 SECURE PARKING PTY LTD 取締役
取締役	大 浦 善 光	株式会社ウィズバリュー 代表取締役 株式会社MS-Japan 監査等委員である社外取締役 株式会社キャンディル 社外取締役
取締役	黒 木 彰 子	学校法人帝京大学経済学部 教授 大崎電気工業株式会社 社外取締役 勤労者退職金共済機構 資産運用委員会委員長代理 (厚生労働省) 千代田化工建設株式会社 社外取締役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	山 中 新 吾	タイムズ24株式会社 監査役 タイムズモビリティ株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	丹生谷 美 穂	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 公契約監視委員会 (旧 公共調達監視委員会) 委員 (江戸川区) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援 機構の評価に係る有識者会議委員 (総務省) 民間資金等活用事業推進委員会 専門委員 (内閣府) ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	長 坂 隆	長坂隆公認会計士事務所 代表 特種東海製紙株式会社 監査等委員である社外取締役 イオンフィナンシャルサービス株式会社 社外取締役

- 注) 1. 取締役大浦善光氏、取締役黒木彰子氏、監査等委員である取締役丹生谷美穂氏および監査等委員である取締役長坂隆氏は社外取締役であり、大浦善光氏、黒木彰子氏、丹生谷美穂氏および長坂隆氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤の監査等委員である取締役山中新吾氏は、コンプライアンス部門に長年勤務した経験を有しており、リスク管理・内部監査・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役長坂隆氏は、公認会計士として長年にわたり培ってきた会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。
4. 2025年11月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	担当および重要な兼職の状況	
	変 更 前	変 更 後
川 上 紀 文	専務執行役員CIO タイムズ24株式会社 取締役専務執行役員 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役	専務執行役員CIO タイムズ24株式会社 取締役専務執行役員 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役社長 タイムズサービス株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役
實 貴 孝 夫	常務執行役員CFO タイムズ24株式会社 取締役執行役員 SECURE PARKING PTY LTD 取締役	常務執行役員CFO タイムズ24株式会社 取締役執行役員 タイムズモビリティ株式会社 取締役 タイムズサービス株式会社 取締役 タイムズコミュニケーション株式会社 取締役会長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役
山 中 新 吾	タイムズ24株式会社 監査役 タイムズモビリティ株式会社 監査役	タイムズ24株式会社 監査役 タイムズモビリティ株式会社 監査役 タイムズサービス株式会社 監査役 タイムズコミュニケーション株式会社 監査役

(2) 取締役の報酬等の額

取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(イ) 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

当社は、取締役会の諮問に基づき指名報酬・ガバナンス委員会が答申を行い、取締役会にて取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針を定めています。

(ロ) 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要

1) 取締役の報酬の内容の決定にかかる基本方針

決定方針は、以下のa～dの基本方針に基づき策定しております。

- a 持続的な業績の向上及び企業価値の増大への動機付けとなること
- b 優秀な経営人材の確保に資するものであること
- c 株主の皆様との利害意識の共有（株主重視の経営意識を高める）ができる内容であること
- d 会社業績との連動性が高く、透明性・客観性が高いものであること

2) 取締役の報酬等の概要

当社の役員報酬制度は、上記の基本方針に基づき、役位、役割、業績への貢献度等に応じて、(i) 基本報酬、(ii) 短期インセンティブ (STI)、(iii) 長期インセンティブ (LTI) の総報酬額の基準額を定めております。社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、業務執行に対する独立性を担保するため基本報酬のみで構成されております。なお、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(i) 基本報酬

取締役が担当する職務、役割、責任及び事業の利益規模等の要素を考慮し定めた報酬テーブルに基づき決定される報酬体系を基本報酬として導入しております。

(ii) 短期インセンティブ (STI)

短期インセンティブ (STI) は、役位に応じて設定された基準額に評価指標（連結営業利益及び連結当期純利益）達成率に応じた支給倍率を乗じて算出しております。当該指標を選択した理由については、連結営業利益につきましては、為替・金利等の影響を受けない本業での利益として、本業での貢献を評価するためであり、連結当期純利益につきましては、株主利益に直結する最終利益として、株主利益への貢献を評価するためであります。また、取締役の役割に応じて、定量的な評価指標（連結営業利益及び連結当期純利益）に加えて、定性的な指標を用いて評価しております。

なお、連結営業利益及び連結当期純利益については以下のとおりです。

連結営業利益		前連結会計年度	当連結会計年度
	連結営業利益	38,697百万円	37,561百万円
	前連結会計年度比	121.0%	97.1%
	事業計画（連結営業利益）	35,000百万円	39,000百万円
	事業計画（連結営業利益）達成率	110.6%	96.3%

連結当期純利益		前連結会計年度	当連結会計年度
	連結当期純利益	18,625百万円	15,917百万円
	前連結会計年度比	106.2%	85.5%
	事業計画（連結当期純利益）	20,000百万円	21,500百万円
	事業計画（連結当期純利益）達成率	93.1%	74.0%

（Ⅲ）長期インセンティブ（LTI）

長期インセンティブ（LTI）は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限期間につきましては、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間と定めております。また、評価指標につきましては、中長期的な企業価値向上への取り組みに対する報酬という性格上、各役員に長期的視点を持たせるために、連結営業利益及び連結当期純利益といった全社利益への貢献に加え、資本効率（ROIC）、ESG指標、定性評価を評価指標に含めております。なお、ESGに関する評価指標は、環境、社会、ガバナンスの視点を踏まえ4つの指標で構成しており、環境についてはサステナビリティの中長期目標の達成度、社会については従業員のエンゲージメント指数、ガバナンスについては外部評価機関におけるESG関連評価指数の平均を用いております。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に対する個別の報酬の額の決定については、取締役会の決議により代表取締役社長である西川光一に一任しております。当該権限を一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の果たした役割、貢献度等を判断するのは、代表取締役社長が最も適しているからであります。当該決定につきましては、代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるよう、取締役会は代表取締役社長及び社外取締役で構成される指名報酬・ガバナンス委員会に対し個人別の報酬に関する原案の決定方針への適合性等を諮問し、答申を受けることとしております。

(二) 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬・ガバナンス委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 （名）
		基本報酬	業績連動報酬		
			短期インセン ティブ（STI）	長期インセン ティブ（LTI）	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	305 (27)	131 (27)	116	57	7 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	52 (24)	52 (24)			3 (2)

- 注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の金銭報酬の額につきましては、2016年1月27日における定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。決議時員数5名) の報酬額を年額5億円以内とすることについて決議いただいております。
- また、上記の報酬枠とは別枠にて、業績連動報酬として、2024年1月25日における定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。決議時員数5名) の譲渡制限付株式報酬の額として年額2億円以内、株式数の上限を年200,000株以内とすることについて決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額につきましては、2024年1月25日における定時株主総会において、監査等委員である取締役 (決議時員数3名) の報酬額を年額1億円以内とすることについて決議いただいております。
3. 短期インセンティブ (STI) の金額は、当事業年度の役員賞与引当金の繰入額であり、長期インセンティブ (LTI) の金額は費用計上額であります。
4. 2024年度の業績連動報酬の金額につきましては、108百万円支給いたしました。
5. 長期インセンティブ (LTI) は非金銭報酬であります。当該内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、(2) 取締役の報酬等の額 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、四株式の状況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況に記載しております。
6. 当社の連結子会社であるNATIONAL CAR PARKS LIMITED (以下、NCP) において、過去の英国版タイムズパーキングの運営件数・台数に重大な誤りが判明した事案に関する経営責任を明確化するため、2025年8月から10月まで、下記のとおり取締役3名の報酬の減額を実施しております。
- ①代表取締役・取締役 (NCP取締役との兼務者) 2名 月額基本報酬の30%
- ②取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く) 1名 月額基本報酬の10%

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役大浦善光氏は、株式会社ウィズバリュー代表取締役、株式会社MS-Japan監査等委員である社外取締役および株式会社キャンディル社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

取締役黒木彰子氏は、学校法人帝京大学経済学部教授、大崎電気工業株式会社社外取締役、勤労者退職金共済機構資産運用委員会委員長代理（厚生労働省）および千代田化工建設株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー、公契約監視委員会（旧 公共調達監視委員会）委員（江戸川区）、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の評価に係る有識者会議委員（総務省）、民間資金等活用事業推進委員会専門委員（内閣府）およびソニーフィナンシャルグループ株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

監査等委員である取締役長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所代表、特種東海製紙株式会社監査等委員である社外取締役およびイオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者等との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
(取締役会および監査等委員会への出席状況)

	取締役会（15回開催）注		監査等委員会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 大浦善光	15回	100%	一回	—%
取締役 黒木彰子	15回	100%	一回	—%
取締役（監査等委員） 丹生谷美穂	15回	100%	13回	100%
取締役（監査等委員） 長坂 隆	15回	100%	13回	100%

注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第372条第1項の規定に基づく書面報告を3回実施しております。

(取締役会および監査等委員会における発言状況ならびに社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要)

取締役大浦善光氏は、上場企業において執行役として経営の経験を有するとともに、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

取締役黒木彰子氏は、外資系コンサルティング会社や大手IT企業等での実務経験に基づく会計・ファイナンスと、人事領域に関する深い見識を有しており、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は、弁護士法人をはじめとした企業法務に従事してきており、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

監査等委員である取締役長坂隆氏は、公認会計士として長年にわたり培ってきた会計に関する専門的な知識と豊富な経験に加え、監査法人において監査部長や常務理事を務められた実績を有しており、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびにコンプライアンスを推進する部門と監査等委員との連携を円滑にするため、山中新吾氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役大浦善光氏、取締役黒木彰子氏、監査等委員である取締役山中新吾氏、監査等委員である取締役丹生谷美穂氏および監査等委員である取締役長坂隆氏の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人。ただし、当社の海外子会社にあつては、当社ならびに当社の国内子会社から出向しているものおよび役員と兼務しているものに限ります。

② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	1 億 6 百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1 億47百万円

注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 上記以外に、当社において前事業年度に係る追加報酬の額が4百万円あります。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制および方針

2025年11月1日現在

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
 - （1）取締役会は、当社および会社法第2条第3号に定義される子会社により構成される企業集団（以下「グループ」という）のグループ行動規範を策定し、取締役および監査役ならびに従業員（以下「役職員」という）の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するためのコンプライアンスに関する規範体系を明確にし、取締役はこれを自らの管掌する役職員に教育、徹底し、グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。
 - （2）取締役会は、複数の社外取締役を選任し、取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化を図る。また、当社取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬・ガバナンス委員会を設置し、取締役の指名および取締役の処遇の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図る。
 - （3）取締役会は、関係会社管理規則を制定し、経営管理、事業管理に関して子会社を支援、監督し、グループ全体につき適正な業務体制を構築する。
 - （4）コンプライアンスを推進する部門を設置し、重要な意思決定を行う事項については同部門で事前に適法性を検証するとともに、役職員に対する教育および啓発を行い、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを検証するために、内部監査規則にもとづき、グループの全部門を対象とする内部監査を実施する。
 - （5）内部公益通報者保護規則を制定し、社内窓口および第三者を受領者とするグループ内部通報システムを構築する他、海外子会社においては、現地の通報窓口とは別に、当社に直接通報を行えるグローバル通報窓口を設置するなど、グループにおける報告体制を整備する。

- (6) 監査等委員会は、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか、グループにおけるコンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会、経営会議などの重要な会議の資料および議事録、決裁書などの取締役の職務執行に係る情報を保存および管理するための方法を社内規則などに定め、それらに基づき、当該情報をその保存媒体等に応じて適切に保存および管理する。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会の下、グループの経営に伴う不確実性および損失の危険（以下「リスク」という）をアセスメント（特定、分析および評価）し、それぞれのリスクについて管理責任部門を定め、その管理体制を整備する。
- (2) リスク管理について当社内またはグループで横断的に対応すべき事項については、取締役会の下に当該リスク統括機能を伴う機関を置き、その管理体制を構築する。
- (3) リスクの各管理責任部門は、リスクアセスメントの結果に基づき、リスク対応方法を選択するとともに、必要に応じて当該リスクの対応計画を策定し、リスク対応を実施し、取締役会またはリスク統括機関に報告する。
- (4) 取締役会またはリスク統括機関は、リスクの各管理責任部門が実施したリスク対応をモニタリングし、レビューを実施する。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の業務執行を合理的かつ円滑に進めるための対策として、必要に応じて執行役員制度を導入し、迅速な意思決定を行える体制を構築する。
- (2) 月に1回以上開催される取締役会に加えて、必要に応じて取締役と執行役員を構成員とする経営会議を組織し、経営に影響を及ぼす重要事項については、そこで審議・決定し、当該決定事項が効率的に業務執行される体制を構築する。
- (3) 取締役会は、組織規定・職務権限規定を策定し、取締役もしくは執行役員に業務執行

を委任し、効率的に業務を執行できる体制を構築する。組織規定・職務権限規定等の諸規程は法令の改廃、職務執行の効率化等の必要性に応じて適宜見直すものとする。

- (4) 取締役会は、各部門間での有効な連携の確保のための体制の整備を行う。
- (5) 必要に応じて主要な子会社に当社の役職員を派遣し、当該子会社の支援、管理および監督を行う。
- (6) グループ横断的にサステナビリティ方針や戦略を策定し、目標とすべき指標等について審議および設定を行い、取締役会に報告や提言を行う機関として、サステナビリティ委員会を設置する。なお、同委員会配下に、環境や社会課題を検討するために事業ごとの分科会を設置し、関連リスクの管理および委員会が指示した業務を遂行する機関とする。
- (7) グループにおけるシステム全体方針の策定の他、システム投資の手続きを透明かつ効果的に管理し、事業戦略と一致する機動的な投資判断を行い、取締役会等に報告や提言を行う機関として、システム委員会を設置する。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規則において、子会社の経営上の重要事項について、当社の事前承認を必要とするとともに、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制

代表取締役は、監査等委員会が実施する監査を補助するため、監査等委員会からの請求がある場合には、適切な従業員を監査補助者として選任する。

7. 前号の取締役および使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当社の監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたるものとし、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとする。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- （1）監査等委員は、取締役会のほか経営会議に出席し、報告および審議に参加することができる。
- （2）取締役および各部門の責任者は、以下の事項を監査等委員会に対して速やかに報告する。
 - ①グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ②グループにおける内部監査の結果
 - ③企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況
 - ④法令等により報告が要求される事項
 - ⑤上記のほか監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- （3）グループの役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- （4）内部公益通報者保護規則において、コンプライアンス推進責任者は、重大事案について監査等委員会に遅滞なく報告しなければならないと定め、実施する。
また、通報内容により関係する子会社の監査役への報告も行う。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループの監査等委員会または監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役職員に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部、リスク管理の各責任者および取締役に対して、監査の実効性を確保するために必要な調査・報告等を要請することができる。
- (2) 監査等委員は、経営会議のほかグループの重要な会議に出席することができる。
- (3) 内部監査部門の責任者の任免（社内異動を含む）に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を要するものとする。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社およびグループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

①対応統括部門および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経営管理本部を反社会的勢力対応の統括部門とし、同本部に不当要求防止責任者を配置するとともに、子会社を含めたグループ全体の反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等を行っている。

②外部の専門機関との連携状況

当社は、警察署との連絡を密にし、また特殊暴力防止対策連合会・防犯協会等に入会し、情報収集に努めるとともに、特殊暴力の追放、被害防止活動に積極的に参加・連携している。

③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、経営管理本部にグループ全体の反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的な管理を行っている。

④対応マニュアルの整備状況

当社は、グループ共通の行動規範において反社会的勢力との関係遮断を定め、さらに業務の必要に応じて具体的な内容をマニュアル等に定めている。

⑤研修活動の実施状況

当社は、反社会的勢力に対する対応についてコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、定期的に研修活動を実施している。

なお、グループの内、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先し、可能な範囲において本方針に準じた体制をとることとしています。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

職務執行の適正性および効率性の向上

当社は、当事業年度において定例を含め15回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略にかかる重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会の監督機能および経営体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。あわせて、取締役の指名や報酬に関する事項を協議するため、当社取締役会の諮問機関として指名報酬・ガバナンス委員会を12回開催しました。

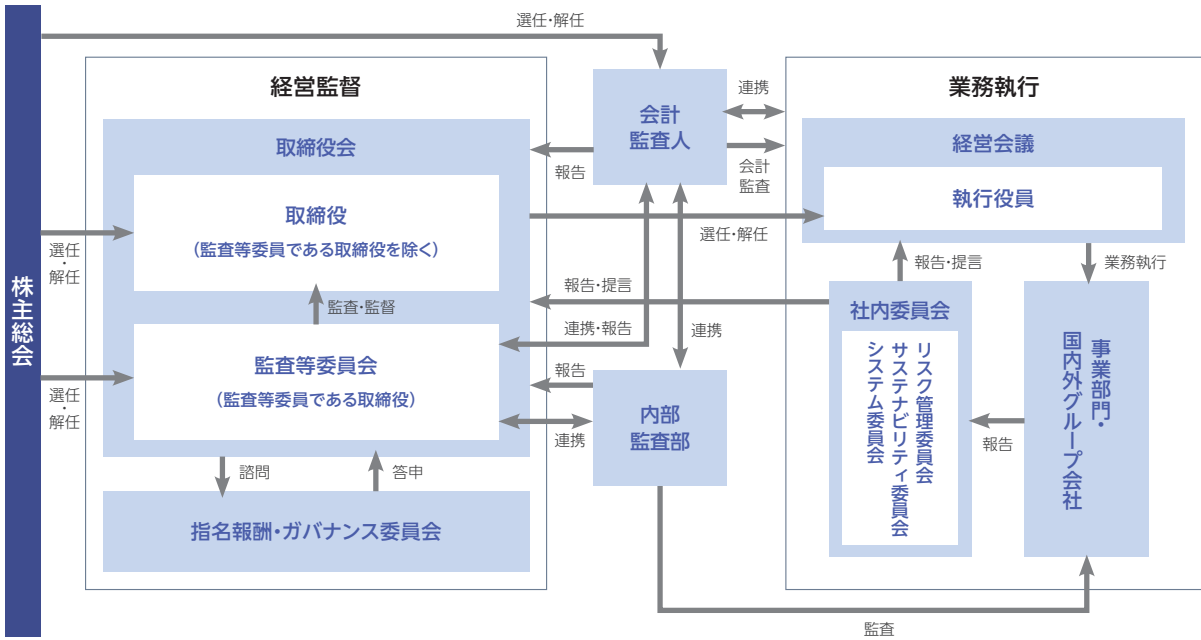
当社ならびに子会社における業務の適正性の確保

当社の取締役および執行役員がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、内部監査規則に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会を13回開催し、監査等委員である取締役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、取締役会やグループ会社の重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびにコンプライアンスを推進する部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

コーポレート・ガバナンス体制図



▶ 計算書類等 **連結計算書類**

■ **連結貸借対照表** (2025年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流 動 資 産	148,001
現 金 及 び 預 金	80,470
受 取 手 形	465
売 掛 金	30,437
リ ー ス 投 資 資 産	6,746
前 払 費 用	17,072
そ の 他	13,222
貸 倒 引 当 金	△413
固 定 資 産	206,374
有 形 固 定 資 産	155,886
建 物 及 び 構 築 物	40,135
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	46,407
工 具 、 器 具 及 び 備 品	9,280
土 地	24,896
リ ー ス 資 産	10,161
使 用 権 資 産	17,655
建 設 仮 勘 定	7,349
無 形 固 定 資 産	31,227
の れ ん	16,350
契 約 関 連 無 形 資 産	1,852
そ の 他	13,024
投資その他の資産	19,261
長 期 前 払 費 用	4,708
敷 金 及 び 保 証 金	5,908
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,702
繰 延 税 金 資 産	4,979
そ の 他	1,961
貸 倒 引 当 金	△0
資 産 合 計	354,376

科 目	金 額
負債の部	
流 動 負 債	89,363
短 期 借 入 金	2,358
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	8,099
リ ー ス 債 務	10,213
未 払 費 用	19,942
未 払 法 人 税 等	8,650
賞 与 引 当 金	3,023
そ の 他	37,075
固 定 負 債	166,818
新 株 予 約 権 付 社 債	35,000
長 期 借 入 金	94,724
リ ー ス 債 務	22,248
繰 延 税 金 負 債	633
資 産 除 去 債 務	10,230
そ の 他	3,982
負 債 合 計	256,182
純資産の部	
株 主 資 本	104,285
資 本 金	32,739
資 本 剰 余 金	28,326
利 益 剰 余 金	44,121
自 己 株 式	△901
その他の包括利益累計額	△6,140
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	169
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	56
土 地 再 評 価 差 額 金	△1,035
為 替 換 算 調 整 勘 定	△6,131
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	800
新 株 予 約 権	48
純 資 産 合 計	98,193
負 債 及 び 純 資 産 合 計	354,376

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■連結損益計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		406,168
売上原価		301,924
売上総利益		104,243
販売費及び一般管理費		66,681
営業利益		37,561
営業外収益		
未利用チケッ ト収入	208	
為替差益	94	
補助金の収入	98	
その他	508	908
営業外費用		
支払利息	3,603	
その他	709	4,313
経常利益		34,157
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
減損損失	2,541	
退職給付制度終了損	3,350	
その他	173	6,064
税金等調整前当期純利益		28,095
法人税、住民税及び事業税	13,447	
法人税等調整額	△1,269	12,177
当期純利益		15,917
親会社株主に帰属する当期純利益		15,917

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■連結株主資本等変動計算書（2024年11月1日から2025年10月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	32,739	28,326	29,079	△1,081	89,063
当期変動額					
剰余金の配当			△852		△852
親会社株主に帰属する当期純利益			15,917		15,917
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△22		180	158
自己株式処分差損の振替		22	△22		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	15,042	180	15,222
当期末残高	32,739	28,326	44,121	△901	104,285

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	137	20	△1,035	△7,225	△2,864	△10,967	49	78,144
当期変動額								
剰余金の配当								△852
親会社株主に帰属する当期純利益								15,917
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								158
自己株式処分差損の振替								－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	32	36	－	1,094	3,665	4,827	△0	4,826
当期変動額合計	32	36	－	1,094	3,665	4,827	△0	20,049
当期末残高	169	56	△1,035	△6,131	800	△6,140	48	98,193

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

▶ 計算書類等 **個別計算書類**

■ **貸借対照表** (2025年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流 動 資 産	131,351
現 金 及 び 預 金	45,459
商 品	1,618
貯 蔵 品	1,063
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	66,353
未 収 入 金	14,235
そ の 他	2,629
貸 倒 引 当 金	△8
固 定 資 産	107,685
有 形 固 定 資 産	56,409
建 物	20,196
構 築 物	145
機 械 及 び 装 置	126
車 両 運 搬 具	3
工 具 、 器 具 及 び 備 品	6,957
土 地	24,154
建 設 仮 勘 定	4,824
無 形 固 定 資 産	10,488
ソ フ ト ウ エ ア	7,600
そ の 他	2,887
投資その他の資産	40,787
関 係 会 社 株 式	35,290
敷 金 及 び 保 証 金	2,385
繰 延 税 金 資 産	1,433
そ の 他	1,678
資 産 合 計	239,037

科 目	金 額
負債の部	
流 動 負 債	25,653
短 期 借 入 金	400
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	8,050
未 払 費 用	4,605
未 払 法 人 税 等	687
預 り 金	8,664
賞 与 引 当 金	625
そ の 他	2,620
固 定 負 債	133,324
新 株 予 約 権 付 社 債	35,000
長 期 借 入 金	94,724
資 産 除 去 債 務	3,258
そ の 他	341
負 債 合 計	158,977
純資産の部	
株 主 資 本	80,820
資 本 金	32,739
資 本 剰 余 金	34,491
資 本 準 備 金	34,491
利 益 剰 余 金	14,490
利 益 準 備 金	82
そ の 他 利 益 剰 余 金	14,407
繰 越 利 益 剰 余 金	14,407
自 己 株 式	△901
評価・換算差額等	△809
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	169
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	56
土 地 再 評 価 差 額 金	△1,035
新 株 予 約 権	48
純 資 産 合 計	80,059
負 債 及 び 純 資 産 合 計	239,037

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■損益計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		63,203
売 上 原 価		13,308
売 上 総 利 益		49,894
販売費及び一般管理費		20,450
営 業 利 益		29,444
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	484	
為 替 差 益	67	
そ の 他	48	601
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,345	
そ の 他	66	2,411
経 常 利 益		27,634
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	22,274	
固定資産除却損	30	22,305
税 引 前 当 期 純 利 益		5,328
法人税、住民税及び事業税	1,239	
法 人 税 等 調 整 額	△93	1,146
当 期 純 利 益		4,182

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■株主資本等変動計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
	別途 積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高	32,739	34,491	－	34,491	82	19,592	△8,491	11,183	△1,081	77,332
当 期 変 動 額										
別 途 積 立 金 の 取 崩						△19,592	19,592	－		－
剰 余 金 の 配 当							△852	△852		△852
当 期 純 利 益							4,182	4,182		4,182
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△22	△22					180	158
自己株式処分差損の振替			22	22			△22	△22		－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△19,592	22,899	3,307	180	3,487
当期末残高	32,739	34,491	－	34,491	82	－	14,407	14,490	△901	80,820

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	137	20	△1,035	△877	49	76,504
当期変動額						
別途積立金の取崩						－
剰余金の配当						△852
当期純利益						4,182
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						158
自己株式処分差損の振替						－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	32	36	－	68	△0	67
当期変動額合計	32	36	－	68	△0	3,554
当期末残高	169	56	△1,035	△809	48	80,059

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年 12月 15日

パーク二四株式会社
(定款上の商号 パーク 2 4 株式会社)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パーク二四株式会社（定款上の商号 パーク 2 4 株式会社）の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パーク二四株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年 12月 15日

パークニ四株式会社
(定款上の商号 パーク 2 4 株式会社)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指有限責任社員 公認会計士 安永 千尋
業 務 執 行 社 員

指有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パークニ四株式会社（定款上の商号 パーク 2 4 株式会社）の2024年11月1日から2025年10月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年12月15日

パーク24株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山中新吾 ㊞

監査等委員 丹生谷美穂 ㊞

監査等委員 長坂 隆 ㊞

(注) 監査等委員丹生谷美穂および長坂隆は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

▶ 新規事業「タイムズプラットフォームサービス」の推進

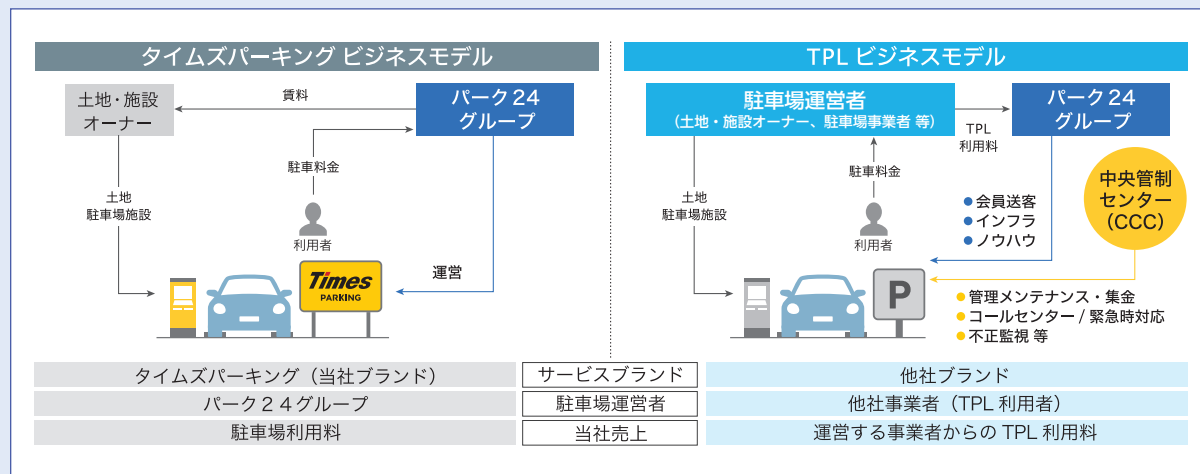
当社グループは、これまで築いてきた「人（会員）・クルマ（モビリティ）・街（目的地）・駐車場」の4つのネットワークを起点に、新たなモビリティサービス・インフラを重層的に展開する、社会にとって必要不可欠な存在「モビリティサービスプラットフォーマー」になることを目指しています。そのために、既存の事業サービスの規模拡大とサービス進化による自立的な成長に加え、他社ブランドの駐車場サービス・モビリティサービスに対して当社グループの「TONIC*」をはじめとする独自のシステムインフラやノウハウを提供する新たなビジネスモデル「タイムズプラットフォームサービス（以下、TPL）」の構築を`25/10月期から進めています。

ビジネスモデルとして、TPL駐車場では、サービスを提供する事業者、土地や駐車場が付帯する施設のオーナーなどが展開する独自ブランドの時間貸駐車場等に対し、当社グループが駐車場運営に係る機器・システム等を提供することで収益を得ます。

TPLモビリティにおいても、TPL事業者は当社グループの会員ネットワーク・運営システム・車両等を利用し、独自のブランドでカーシェアリングサービスを展開します。

TPLは、お客様にとって、日本全国で同品質のサービスを安心して利用できるメリットがあるほか、TPL事業者にとっても、独自のブランドで迅速にサービスを開始・展開できるメリットがあります。また当社グループにおいても、TPLによる新たなパートナーシップを通じて、サービスネットワークおよび収益の拡大が期待できます。

*全国の当社グループサービスと情報センターをオンラインで結ぶことで、運営・管理の効率化やサービスの充実による集客力の向上を可能にした独自のシステムインフラ



▶ 新規事業「タイムズプラットフォームサービス (TPL)」の推進

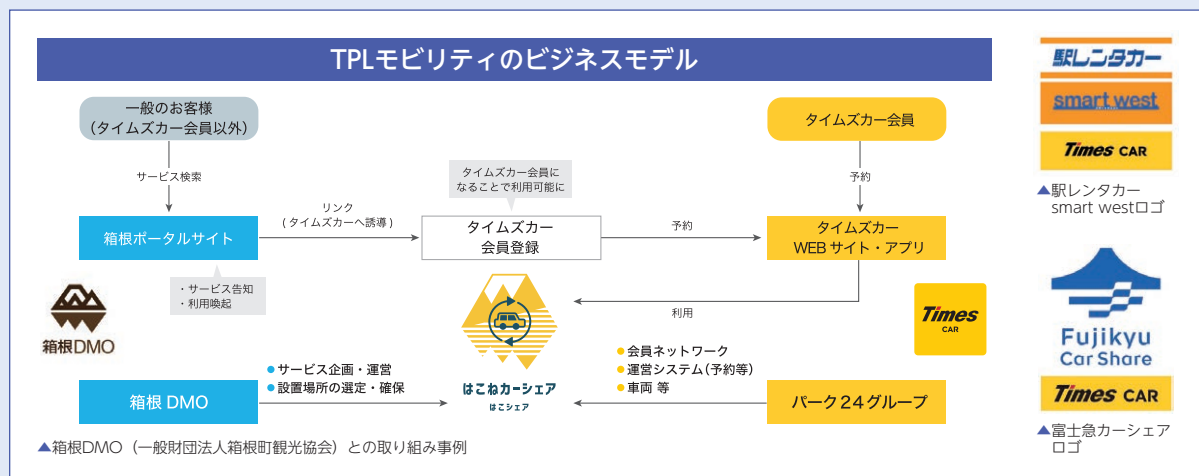
TPL駐車場は現在、ＪＰグループの「大宮ＪＰビルディング（'24年3月～）」、「ＪＰタワー・ＫＩＴＴＥ駐車場（'25年12月～）」、海遊館の「天保山駐車場（'25年4月～）」、といった地域を代表するシンボリックな施設に付帯する物件を含め、全国約46件で展開しています。

TPLモビリティにおいては、JR西日本レンタカー＆リースが「駅レンタカー smart west（'23年12月～）」、箱根DMOが「はこねカーシェア（'24年5月～）」、富士急グループが「富士急カーシェア（'25年7月～）」のブランドでカーシェアリングサービスを展開しています。

'25年12月からは、七十七銀行が実証実験として展開する駐車場管理事業「77Park（ななばーく）」およびカーシェアリング事業「77Mobility（ななもび）」をTPL駐車場・モビリティとして支援します。駐車場とモビリティで、同時にTPLを展開するのは、本件が初めてです。

「77Park」および「77Mobility」は、宮城県を中心に広い店舗網を有する同行が、店舗駐車場等を活用して行います。地域の足である路線バス等の二次交通が減少するなか、これらモビリティサービスの展開が、観光振興およびまちづくりに貢献することを期待しています。

当社グループは、これら先行して開始している事例から得られる知見やデータを活用することで、より品質の高いサービス・体制を構築し、今後TPLを加速度的に拡大させることを目指してまいります。



▶ タイムズパーキングでキャッシュレス決済を推進

当社グループはこれまで、駐車料金の支払い手段として、クレジットカード、交通系IC、QRコード決済など、お客様のニーズに合わせた多様な決済方法を導入してまいりました。また、精算機を使わずにアプリのみで支払いが完結する「タイムズクラブアプリ精算」の展開を行うなど、駐車場サービスを進化させてまいりました。

2025年11月からは、新設するタイムズパーキングをキャッシュレス決済専用にするとともに、既存の駐車場も順次キャッシュレス決済専用に変更し、タイムズパーキングのキャッシュレス化を進めてまいります。

なお、キャッシュレス決済専用の駐車場は、原則として駐車場に設置したカメラにて車両ナンバーを認証し駐車車両を管理するカメラ式駐車場となります。カメラ式駐車場は、出庫前に事前精算機で車両ナンバーを入力し精算手続きを行うため、入庫時の駐車券の発券や出口ゲートでの精算が不要となります。さらに今回のキャッシュレス決済専用の駐車場では、現金の取り扱いに係る手間や時間を削減することで、精算機前の混雑等の解消も期待できます。また当社グループにおいても現金回収や釣銭補充などに係る管理・メンテナンスコストの削減が期待できます。

当社グループは今後も、利便性向上に向けたサービスの進化を推進してまいります。



▶ タイムズカー法人向けサービスの認知拡大に向けテレビCM放映中

当社グループは、全国で展開するカーシェアリングサービス「タイムズカー」の法人向けサービスの認知拡大に向け、テレビCMを活用したプロモーション活動を行っています。

俳優・高橋一生さんに出演いただき、「カーシェアで、働き方を変える。」などをキャッチフレーズに、ビジネスシーンでのカーシェア利用により、自宅近くからでも気軽に使える利便性の高さや、社用車に係る固定費削減等のコストメリットなどを訴求しています。

2023年5月に第一弾「今ってそうになってんの？」篇の放映を開始して以降、「レール&カーシェア」篇、「カーシェアで全国に営業車を。」篇、「今って、そうになってんだよ」篇と、訴求内容が異なる4種のテレビCMを放送しています。

タイムズカーは、“ミチカ”“オトク”“ベンリ”をコンセプトに、いつでも・どこでもご利用いただけるよう、積極的な車両配備とエリアの拡大に取り組んでいます。今後も、この事業拡大に合わせた会員獲得と利用促進につなげられるよう、テレビCMをはじめとするプロモーションを通じて、サービスの認知向上およびブランド価値の向上を図ってまいります。



なお、本CMの映像は、パーク24のCMギャラリーよりご視聴いただけます。



「今って、そうになってんだよ」篇



「レール&カーシェア」篇

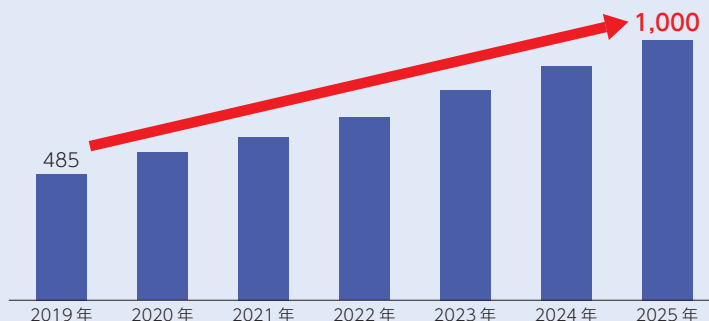
▶ 台湾パーク24 運営件数1,000件突破 ～シンボル物件のご紹介～

当社グループが台湾で展開するタイムズパーキングが、2025年8月に1,000件を突破しました。2006年4月にゼロからサービスを開始、国内での知見を活かしながら順調に規模を拡大すると同時に、キャッシュレス駐車場や、カメラ式駐車場の導入等、サービスの進化にも取り組んでまいりました。この結果、2019年からの6年間で倍にまで運営件数を増やすことができました。

1,000件以上ある駐車場の中で、台湾パーク24を代表する駐車場を以下の2件ご紹介します。

今後も、台湾の街中に“Times”の看板を増やしていけるよう、利便性や品質の向上、サービス拡大を進めてまいります。

単位：件



Times台北地下街

OPEN日：2009/8/1 車室数：392台

台北地下街は、全長825mにおよぶ台湾最大規模を誇る地下街で、在来線（台鉄）、高速鉄道（高鐵）、地下鉄、空港線が集まる台北駅と、長距離バスターミナルに直結しています。交通アクセスが非常に良く、服飾、雑貨、電子機器、グルメの4つのエリアに分かれており、多くの人が買い物や観光に訪れます。



Times樂天桃園棒球场第1停車場

OPEN日：2022/4/26 車室数：179台

樂天桃園棒球场は、台湾・桃園市にある野球場で、台湾プロ野球チーム「樂天モンキーズ」の本拠地です。樂天モンキーズは日本の樂天グループが2019年に買収、運営している球団で、強豪として知られております。

第1～3駐車場を運営しています。

▶ アンケート集計結果 (2025年10月期 中間株主通信 実施)

2025年7月に発行した株主通信のアンケートにおいて、多くのご回答をいただき、誠にありがとうございました。皆様から頂戴した貴重なご意見・ご要望は、今後の株主通信などの情報発信に活かしてまいります。以下に、株主の皆様からいただいたご質問やご意見の一部をご紹介します。

Q	Q
タイムズクラブの メリットは？	タイムズクラブアプリの 使い方を知りたい。

A

当社グループは、クルマを運転する皆様にお得で便利な特典を提供する会員制サービスとして、入会金・年会費無料の「タイムズクラブ」を展開しています。会員はスマートフォンアプリ「タイムズクラブアプリ」にてこれら会員サービス・得点等を利用することができます。

タイムズクラブアプリでは、具体的に、①タイムズの様々なサービスに係るタイムズポイントが貯まる・使える、②精算機を使わずにアプリのみで支払いが完結する「タイムズクラブアプリ精算」、③タイムズパーキングの空き状況の確認、等が利用可能です。

また2025年8月より、多様な決済手段と利用ニーズの高まりに対応するため、タイムズクラブアプリ精算において「楽天ペイ」「d払い」「au PAY」「メルペイ」のQRコード決済4ブランドのご利用が可能となりました。これら4ブランドで決済いただくと、タイムズポイントに加え、QR決済ブランドのポイントも獲得でき、お得にご利用いただけます。

将来的には、アプリに会員が運転するクルマの車番を登録することで、駐車場での精算処理なしに出庫できる「無感決済サービス」の導入も検討しています。



タイムズクラブアプリの
特設サイト

抽選で500円分のギフト券を進呈！

株主アンケート

株主の皆さまの声をお聞かせください／

コエキク

**2026年1月8日（木）より
アンケートを開始いたします。**
**ご回答はお手元の
「招集通知」に記載の方法にて、
お願いいたします。**

サービス運営会社：株式会社プロネクス
お問い合わせ：コエキク事務局 koekiku@pronexus.co.jp

▶ 定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル

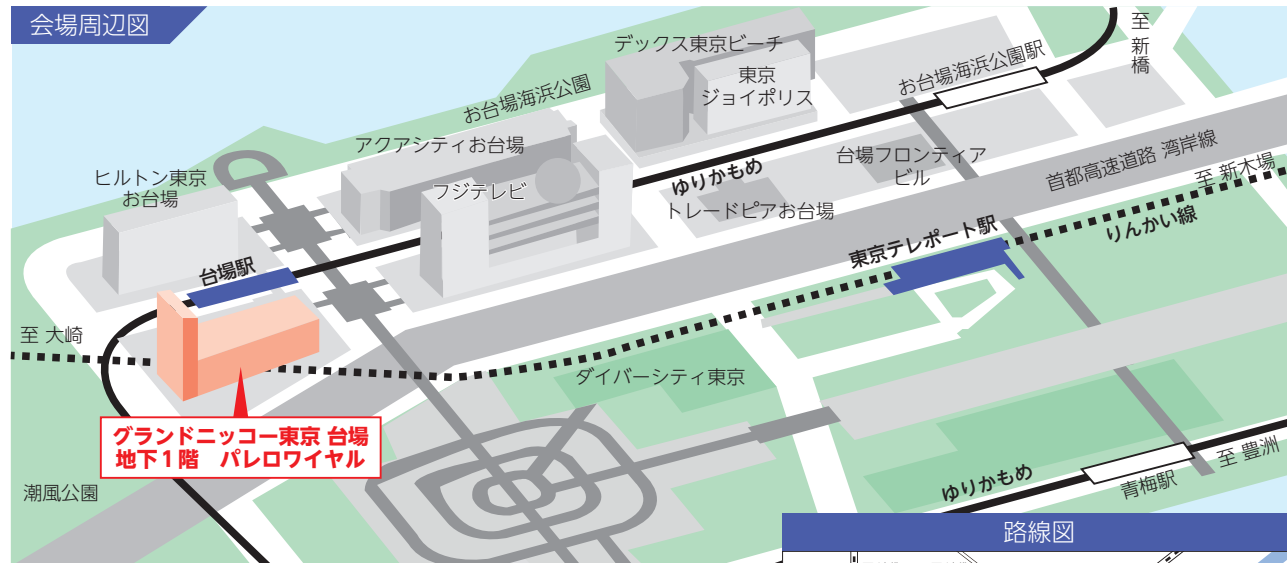
最寄駅

ゆりかもめ
台場駅より徒歩 約1分
りんかい線
東京テレポート駅より徒歩 約15分

路線バス

路線バスもご利用いただけます。
お台場レインボーバス
(品川駅港南口～田町駅東口～お台場循環)
グランドニッコー東京 台場下車
(所要時間20分から25分前後)

会場周辺図



お知らせ

- 会場と東京テレポート駅間の送迎バスの運行はございません。
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 台場駅より会場まではすべてバリアフリールートとなっております。会場正面の階段横にスロープがございます。
- 会場内に車いす専用スペースを設けております。受付の際に係員がご案内させていただきます。
- 第36回定時株主総会より、株主の皆さまへのお土産の配布は廃止させていただきます。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

経営近況報告会の開催について

株主総会終了後「経営近況報告会」を開催させていただく予定でございます。

路線図



地球環境にやさしいFSC認証紙と植物油インキを使用しています。

**第41回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

パーク24株式会社

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 89社
タイムズ24株式会社、タイムズモビリティ株式会社、タイムズサービス株式会社、タイムズコミュニケーション株式会社、パーク24ビジネスサポート株式会社、タイムズサポート株式会社、タイムズイノベーションキャピタル合同会社、T F I 株式会社、PARK24 INTERNATIONAL LIMITED、MEIF II CP Holdings 2 Limited、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、PARK24 AUSTRALIA PTY LTD、SECURE PARKING PTY LTD、PARK24 SINGAPORE PTE. LTD.、TIMES24 SINGAPORE PTE. LTD.、PARK24 MALAYSIA SDN. BHD.、TIMES24 MALAYSIA SDN. BHD.、台湾普客二四股份有限公司 他71社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
T F I 株式会社	3月31日	* 1
PARK24 INTERNATIONAL LIMITED	3月31日	* 2・3
MEIF II CP Holdings 2 Limitedとその子会社68社	3月31日	* 2・3
PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	9月30日	* 4
SECURE PARKING PTY LTDとその子会社3社	9月30日	* 4
PARK24 SINGAPORE PTE. LTD.	9月30日	* 4
TIMES24 SINGAPORE PTE. LTD.	9月30日	* 4
PARK24 MALAYSIA SDN. BHD.	9月30日	* 4
TIMES24 MALAYSIA SDN. BHD.	9月30日	* 4
台湾普客二四股份有限公司	9月30日	* 4

- * 1 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。
- * 2 9月30日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
- * 3 決算日を9月30日から3月31日に変更しております。
- * 4 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

a リース資産以外の有形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 1年～46年

b リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、主に残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

なお、IFRSを適用する一部の在外連結子会社は、IFRS第16号「リース」を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

契約関連無形資産 16年～27年

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は2年～5年であります。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内と海外における駐車場事業及びモビリティ事業を行っており、これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しております。顧客との契約に係る対価は履行義務を充足してから短期間に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① 駐車場事業（国内及び海外）

主に時間貸及び月極駐車場サービスに係る収益であり、顧客との利用約款に基づいて駐車場を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供を完了した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、月極駐車場サービスについては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

② モビリティ事業

主に車両貸出サービスに係る収益であり、顧客との利用約款に基づいて車両を貸し出す履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供を完了した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、当社グループは会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年間で均等償却しております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：借入金、借入金の金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っております。また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を把握しその対応関係を確認することにより、有効性の評価を行っております。なお、特例処理の適用が可能なものについては、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「棚卸資産」2,871百万円は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払金」10,783百万円は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」59百万円は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

のれん及び契約関連無形資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(1) PARK24 INTERNATIONAL LIMITED

のれん	6,926百万円
契約関連無形資産	1,852百万円
減損損失(契約関連無形資産)	2,453百万円

(2) PARK24 AUSTRALIA PTY LTD

のれん	4,705百万円
-----	----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により計上したのれん及び契約関連無形資産の評価は、将来の事業計画及び事業計画を超える期間の成長率に基づいて評価しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、事業計画と実績が異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び契約関連無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 184,025百万円
2. 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(1999年3月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を定めるために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年10月31日

当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

3. 契約負債残高

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「(収益認識に関する注記) 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 契約負債の残高等」に記載のとおりであります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

機械装置及び運搬具 1百万円

3. 減損損失

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、処分予定資産及び遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度におきましては、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	地域等	減損損失
契約関連無形資産	英国バーミンガム他	2,453百万円
駐車場設備（国内）	福岡県福岡市他	44百万円
駐車場設備（海外）	英国シェフィールド他	32百万円
モビリティ店舗・営業所	福岡県福岡市他	10百万円

減損損失の種類別内訳

契約関連無形資産（注）	2,453百万円
建物及び構築物	36百万円
工具、器具及び備品	33百万円
長期前払費用	17百万円
計	2,541百万円

（注）PARK24 INTERNATIONAL LIMITEDにおいて、企業結合時点のリース契約に起因する超過収益の現在価値を計上しております。

契約関連無形資産及び駐車場設備（海外）については、収益性の低下が認められたため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを12.2%で割り引いて算定しております。

駐車場設備（国内）及びモビリティ店舗・営業所については、閉鎖の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額はゼロと算定しております。

4. 退職給付制度終了損

当社の連結子会社であるNATIONAL CAR PARKS LIMITEDにおける確定給付型企业年金基金の解散に伴い、退職給付制度終了損を特別損失に計上しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 171,048,369株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年1月30日 定時株主総会	普通株式	852	5	2024年 10月31日	2025年 1月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年1月29日 定時株主総会	普通 株式	5,119	利益剰余金	30	2025年 10月31日	2026年 1月30日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 536,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については設備投資計画に応じて社債もしくは銀行借入で賄う方針であります。また、短期的な運転資金は銀行借入で調達しております。デリバティブ取引は将来の金利及び為替の変動リスク回避を目的としており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金等の売上債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については個別に把握及び対応を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場株式については四半期ごとに時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

新株予約権付社債、借入金及びリース債務は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利や為替の変動リスクのほか、調達環境の変化により資金調達コストが増加するリスクに晒されておりますが、株主資本比率等の財務の健全性強化、債務償還額の平準化、債務の長期化及び固定金利での調達や金利スワップなどのデリバティブ取引により支払金利の固定化を行うことにより、資金調達に係るリスクを抑制する方針をとっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、主なものは次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券（注） 1、2 その他有価証券	281	281	－
資産計	281	281	－
新株予約権付社債	35,000	34,667	△332
長期借入金(1年内返済予定含む)	102,824	98,787	△4,037
リース債務(1年内返済予定含む)	32,462	31,446	△1,015
負債計	170,286	164,901	△5,385
デリバティブ取引（注） 3	81	81	－

(注) 1. 投資有価証券は連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

2. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	187

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	281	－	－	281
資産計	281	－	－	281
デリバティブ取引	－	81	－	81

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
新株予約権付社債	－	34,667	－	34,667
長期借入金(1年内返済予定含む)	－	98,787	－	98,787
リース債務(1年内返済予定含む)	－	31,446	－	31,446
負債計	－	164,901	－	164,901

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ取引で繰延ヘッジ会計によるものは、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都、神奈川県その他の地域において、賃貸用の駐車場施設（土地を含む）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
30,062	56,267

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	駐車場事業国内	モビリティ事業	駐車場事業海外	計
売上高				
顧客との契約から生じる収益	179,693	125,094	82,312	387,100
その他の収益(注)	13,941	3,064	2,061	19,067
外部顧客への売上高	193,635	128,158	84,373	406,168

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	27,022	30,902
契約負債	412	363

契約負債は、顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、412百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	575円07銭
2. 1株当たり当期純利益	93円28銭

(重要な後発事象に関する注記)

(共通支配下の取引等)

(子会社株式の追加取得)

当社は、2025年11月4日、株式会社日本政策投資銀行（以下、DBJ）から、DBJが保有する当社連結子会社のMEIF II CP Holdings 2 Limited（以下、CP2）の株式全てを当社に売却できる権利（以下、プット・オプション）を行使する旨の通知を受領いたしました。当通知を受け、当社及び当社グループにおいて駐車場事業海外を運営するタイムズ24株式会社（以下、タイムズ24）の取締役会において、CP2の株式を追加取得（以下、本追加取得）することを決議し、2025年12月10日付で同社の株式を取得いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称	MEIF II CP Holdings 2 Limited
事業の内容	海外における駐車場運営

(2) 企業結合日

2025年12月10日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、グループの長期的な成長を目的とし、2017年に、英国で駐車場事業を展開するNATIONAL CAR PARKS LIMITEDの純粋持株会社であるCP2の全発行済株式を、DBJと共同で取得することで、英国事業を開始いたしました。今般、DBJ及び当社が締結した株主間契約に基づき、DBJがプット・オプションを行使いたしましたので、当社グループにて駐車場事業海外を運営するタイムズ24にて、DBJが保有するCP2の株式全て（49%）を追加取得することといたしました。

なおタイムズ24は、すでに英国子会社であるPARK24 INTERNATIONAL LIMITEDを通じてCP2の株式を51%保有しているため、本追加取得によりCP2はタイムズ24の完全子会社となります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理する予定です。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項
 - 取得の対価 現金及び預金
 - 取得原価 29,282百万円
4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
 - (1) 資本剰余金の主な変動要因
 - 子会社株式の追加取得
 - (2) 非支配株主との取引によって減少する資本剰余金の金額
 - 29,282百万円

(多額な資金の借入)

当社は、2025年11月17日開催の取締役会において、成長投資及び2027年10月期 中期経営計画において予定する財務イベントへの対応を目的として、借入による資金調達について決議し、2025年11月28日付で借入を実行いたしました。

金融機関	借入額	借入実行日	借入期間	適用利率	担保の有無
株式会社三井住友銀行 (注)	200億円	2025年11月28日	5年	基準金利(固定) +スプレッド	無担保
株式会社七十七銀行	20億円				
株式会社南都銀行	10億円				
株式会社りそな銀行	50億円				
株式会社みずほ銀行	45億円				
株式会社京都銀行	5億円				
株式会社名古屋銀行	5億円				
株式会社常陽銀行	5億円				
株式会社西日本シティ銀行	5億円				
株式会社北陸銀行	5億円				
合計	350億円	—	—	—	—

(注) サステナビリティファイナンスのひとつである、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによる調達。当社グループ事業が、環境・社会・安全の面で社会に対しポジティブなインパクトを創出すると、株式会社三井住友銀行より定性的・定量的に評価を取得。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び賃貸用車輛並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として子会社からの受取配当金の他、子会社との契約に基づく業務委託料、ポイントプログラム運営料、レンタル収入及び不動産賃貸料であり、いずれも当社の子会社を主たる顧客としております。

業務委託料については、子会社に対する経営の管理・指導及び子会社が運営する事業に付帯する業務を行うことを履行義務としており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。

ポイントプログラム運営料は、子会社が会員顧客に付与したポイントの利用時及び失効時に履行義務が充足されると判断し、子会社との契約における単価に基づき収益を認識しております。

レンタル収入及び不動産賃貸料は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、契約における月当たりの賃貸料をその対応する期間で収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：借入金、借入金の金利

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っております。また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を把握しその対応関係を確認することにより、有効性の評価を行っております。なお、特例処理の適用が可能なものについては、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式（PARK24 INTERNATIONAL LIMITED 及び PARK24 AUSTRALIA PTY LTD）の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(1) PARK24 INTERNATIONAL LIMITED

関係会社株式	8,538百万円
関係会社株式評価損	13,908百万円

(2) PARK24 AUSTRALIA PTY LTD

関係会社株式	7,572百万円
関係会社株式評価損	8,366百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が裏付けられる場合を除き、相当の減額処理をすることとしております。

当事業年度におきましては、PARK24 INTERNATIONAL LIMITED 及び PARK24 AUSTRALIA PTY LTD の関係会社株式につきまして、当該実質価額の著しい低下が認められたため、取得価額を実質価額まで減額し、関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。

超過収益力を反映した実質価額の算定には、連結計算書類における「（会計上の見積りに関する注記）のれん及び契約関連無形資産の評価」に記載されている見積りが含まれているため、将来の不確実な経済条件の変動などによってこれらの見積りが影響を受けた場合には、関係会社株式の金額に重要な影響を受ける可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	2,801百万円
SECURE PARKING PTY LTD	2,169百万円
その他	1,343百万円
合計	6,315百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,301百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	5,871百万円
短期金銭債務	926百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を定めるために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年10月31日

当事業年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高の総額

営業取引高

営業収入

61,544百万円

営業費用

2,620百万円

営業取引以外の取引高

488百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	455,109株	3,189株	75,801株	382,497株

（変動事由の概要）

譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴う無償取得による増加 3,187株

単元未満株式の買取による増加 2株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 75,801株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	37,810百万円
資産除去債務	1,026百万円
土地再評価差額金	326百万円
賞与引当金	191百万円
その他	383百万円
小計	39,738百万円
評価性引当額	△37,375百万円
合計	2,362百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△872百万円
その他	△56百万円
合計	△928百万円
繰延税金資産の純額	1,433百万円

当社は、グループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い、2026年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は33百万円増加し、法人税等調整額（貸方）が33百万円減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
タイムズ24 株式会社	100.0%	駐車場業務システム管理委託等 管理部門に関する業務委託 駐車場の賃貸 役員の兼任	資金の貸付	2,000	関係会社 短期貸付金	8,000
			配当金の受取	15,100	—	—
			業務の受託	19,672	未収入金	1,897
タイムズ モビリティ 株式会社	100.0%	タイムズカー業務システム管理委託等 管理部門に関する業務委託 役員の兼任	資金の貸付	7,500	関係会社 短期貸付金	54,300
			業務の受託	7,720	未収入金	799
PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	100.0%	豪州における駐車場運営管理 役員の兼任	債務保証	2,801	—	—
SECURE PARKING PTY LTD	100.0%	豪州における駐車場運営管理 役員の兼任	債務保証	2,169	—	—

- (注) 1. 業務の受託料は、市場価格を勘案して一般の取引と同様に決定しております。
2. 資金の貸付は、市場金利を勘案して一般の取引と同様に決定しております。
3. 資金の貸付は純額で表示しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 468円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 24円51銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(共通支配下の取引等)

(吸収分割による事業承継)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社における駐車場事業海外

事業の内容 海外における駐車場運営

(2) 企業結合日

2025年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、タイムズ24株式会社（以下、タイムズ24）を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割です。

関係会社株式は当社グループ内において帳簿価額でタイムズ24へ移転される予定です。

(4) 結合後企業の名称

タイムズ24株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、グループの長期的な成長を支える事業として、2017年に駐車場事業海外（英国、豪州、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、台湾における駐車場運営事業）を本格展開いたしました。その後、2020年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、駐車場の稼働が減少するなか、国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに、各地域の駐車場需要環境に適した短期契約駐車場「各国版タイムズパーキング」の開発を促進することで、大型かつ長期契約駐車場に偏った事業ポートフォリオを最適化し、事業リスク低減に努めてまいりました。

本吸収分割は、国内においてタイムズパーキングの開発・運営を行うタイムズ24へ、駐車場事業海外を承継することで、グループ内のノウハウ共有等のシナジー効果を最大化し、各地域における「各国版タイムズパーキング」の開発を加速することを目的としております。

また、過去の英国版タイムズパーキングの運営件数及び運営台数に重要な誤りがあった事案に対する再発防止策である内部統制の強化（海外における駐車場運営件数及び運営台数管理に関するルールとプロセスの明確化及び駐在員のローテーション体制の構築）についても、本吸収分割を通じ、実現してまいります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

(多額な資金の借入)

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記（多額な資金の借入）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(資本準備金の額の減少)

当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、2026年1月29日開催予定の第41回定時株主総会に、以下のとおり資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

2025年11月1日に効力発生した、駐車場事業海外をタイムズ24株式会社に承継させた会社分割に伴う、当社のその他資本剰余金減少を踏まえ、分配可能額の充実及び今後の機動的な資本政策に備えるとともに、将来の環境変化等に対する財務戦略上の柔軟性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えるものです。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額34,491,774,314円のうち、28,000,000,000円を減少します。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額を減少し、「その他資本剰余金」へ振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の日程（予定）

(1) 取締役会決議日	2025年12月15日
(2) 債権者異議申述公告日	2025年12月26日（予定）
(3) 債権者異議申述最終期日	2026年1月26日（予定）
(4) 定時株主総会決議日	2026年1月29日（予定）
(5) 効力発生日	2026年1月30日（予定）

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。